

会員の皆様には、お忙しい中、ご出席をいただき厚くお礼を申し上げます。

また、二之湯総務副大臣、国会議員の皆様、政府関係者の皆様にはご多忙のところご臨席いただき、誠にありがとうございます。

最初に、政府が進められております地方創生と人口対策について申し上げます。

私ども過疎地域におきましては、これまでも過疎地域の自立と人口減少・高齢化に対処するため様々な努力を行ってまいりましたが、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど、深刻な状況が続いております。

政府におかれては、今般の地方創生に向けて、「長期ビジョン」や、今後5年間の施策の方向性を示す「総合戦略」の策定などに取り組むこととされ、私ども地方自治体においては、都道府県と市町村のそれぞれが地方版の「総合戦略」を作るよう求められています。

人口減少に歯止めをかけるためには、大都市部への集中を止め、地方部へ人・企業などを分散し、若者の雇用の場を確保することが極めて重要であります。

地方では、これまで産業振興、定住施策、子育て環境の整備などに取り組んできていますが、さらに人口減少の克服と地方創生を進めていくためには、国による新たな交付金制度の創設や地方交付税の充実など、総合的な財政支援の仕組みが必要であります。

特に、過疎地域では、農林水産業、観光、地産地消など地域の特色や魅力を活かした多様な取組みが進められております。

これらの施策を十分に展開できるよう、過疎債に「特別枠」を設けるなど、過疎債のさらなる活用を図ることが私どもにとりまして極めて重要であり、このことを国に強く要請していくことが必要であります。

次に、今年4月の過疎法改正後の状況について申し上げます。

過疎法改正により、新たに22の市町村が過疎地域に追加され、また、過疎債の対象施設として、貸工場や地域鉄道、一般廃棄物処理施設など8施設が追加されました。

また現在、過疎市町村としては797市町村が指定されております。

(797/1718=46.4%)

今回の法改正は、私どもが要望してきた内容に沿ったものであり、大変ありがたい結果になっておりまして、法改正にご尽力いただいた国会議員の方々、総務省をはじめとする関係省庁の皆様方に厚くお礼申し上げます。

また、これまで過疎連が一丸となって行動していただいたお蔭でありまして、本日まで出席の皆様方を始め、会員の皆様のご尽力に深く感謝申し上げます。

次に過疎債の地方債計画上の発行枠につきましては、このところ、毎年度、増額され、最近、4年間では900億円増えて、今年度は3600億円となっております。

過疎団体、対象事業が追加されております。人口対策に対応するための特別枠の創設も含め、必要な額が確保されるよう要望していくとともに、元利償還に対する交付税算入率の引き上げが行われるよう、引き続き要望してまいります。

また、過疎債ソフト分については、発行限度枠が緩和されてきておりますが、さらなる運用の弾力化が図られるよう期待するところであります。

私どもとしましては、過疎債の有効性について会員の皆様によく周知し、様々な過疎対策に効果的に活用されるよう働きかけてまいります。

総務省におかれましても、関係の過疎市町村に対して、引き続きご指導をよろしくお願い申し上げます。